

令和7年度第4回 白井市地域福祉計画策定等委員会 会議録（概要）

- 1 開催日時 令和8年1月27日（火）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2. 3
- 3 出席者 松山 毅委員（委員長）、松本 千代子委員（副委員長）、  
中野 靖子委員、岩田 明子委員、佐々木 美穂子委員、  
川村 俊男委員、島田 知則委員、白石 芳朗委員、  
松嶋 倫治委員、渡辺 正明委員
- 4 欠席者 市川 温子委員、入江 富士子委員、瀬嵐 康之委員、  
徳重 史帆委員、野田 桃香委員
- 5 事務局 内藤社会福祉課長、青木社会福祉課厚生係長  
松田危機管理課長、石田障害福祉課長、相馬子育て支援課長、  
竹内健康課長、白井市社会福祉協議会 赤間事務局長
- 6 傍聴者 1人
- 7 議題  
(1) 第3次地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果について  
(2) その他

8 議 事

事務局 それでは、本日ご出席の委員の皆様がおそろいになりましたので、これより会議を進めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。まず、本日の資料の確認と、おわびを1点申し上げます。事前にパブリックコメントの募集結果を送付させていただきましたが、本会議に先立ち、1月23日に開催した庁内の検討委員会において修正箇所が多岐に及びました。そのため大変恐縮ではございますが、本日は差し替えた資料にてご検討いただきたいと存じます。事前にご確認いただいた委員の皆様にはご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、本日は机上に配付した資料に基づき進めさせていただきますようお願い申し上げます。本日の配付資料は、次第、パブリックコメントの募集結果、白井市第3次地域福祉計画の3点でございます。なお、計画素案自体に大きな変更はございません。不足等がございましたらお申し出ください。それでは、令和7年度白井市地域福祉計画策定等委員会第4回会議を開催いたします。本日が策定前の最終会議となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 皆様、こんにちは。先ほど事務局から説明がございましたとおり、これまで継続してまいりました計画策定に関する会議も、本日が一つの区切りとなる見込みでございます。前回は素案について皆様からご意見をいただき、その後パブリックコメントを実施いたしました。その結果、具体的かつ詳細なご意見をいただいております。本日は、それらに対する回答や修正内容が適切であるかにつきましても、忌憚のないご意見をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。本日は過半数の委員のご出席をいただいておりますので、会議開催の要件を満たしております。次に、本会議につきましては、これまでもご説明しているとおり、会議運営の透明性・公平性・公正性を確保するため、「白井市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開としており、傍聴を許可しております。また、会議録作成のため、会議中は録音を行わせていただきますので、あらかじめご了承ください。それでは、早速、会議に移らせていただきます。会議の進行につきましては、規定により委員長が行うこととされておりますので、委員長、よろしく願いいたします。

(1) 第3次地域福祉計画（素案）に対するパブリックコメントの募集結果について

資料：議題1 パブリックコメント募集結果

議題1 白井市第3次地域福祉計画

委員長 それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。「2 議題」の(1)「第3次地域福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの募集結果について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 (資料について説明)

委員長 丁寧にご説明、ありがとうございました。それでは、皆様のほうから今のパブリックコメントの意見の概要、その意見に対する市の考え方、または、その修正案でしょうか、その辺りにつきましてご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

委員 すみません、内容ではないのですが、パブリックコメントの募集期間を確認したいです。

事務局 12月5日から1月4日までです。

委員 分かりました。

委員長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

委員 最初の1番の件についてですけれども、右側に市の考えとして、真ん中から下の辺りに、「さらに、SNSを活用するなど、誰でも気軽に相談できる環境を整備する」とあるのですが、携帯を使えない人もいるかもしれないので、SNS以外に何かできる方法があれば、対応したほうが良いような気がします。

委員長 事務局、いかがでしょうか。

事務局　ここでは、市役所に設置している各種相談窓口について、相談しづらいと感じている方がいるというご意見も踏まえ、誰でも気軽に相談できる手段の一つとして、SNS を追記させていただきました。また、窓口に直接来庁いただかなくても、電話やメールなどによる相談については、現状においても対応しております。

委員長　事務局からも説明がありましたが、従来の相談窓口に加え、SNS でも相談できるという趣旨で記載されているものと理解しております。ただ、この部分だけを読むと、先ほど委員から指摘があったように、誤解を招く可能性もあると感じました。例えば、「従来の対面的な相談に加え、SNS を活用するなど」といった表現にすると、現在の趣旨がより分かりやすく伝わるのではないかと思います。以上、意見として申し上げます。

委員　No. 3 の修正において「家事援助など」と記載されています。「など」が付いているため限定的ではないことは理解できますが、家事援助のみが強調されている印象を受けます。全体的に支援が不足しているという点は事実であることから、その趣旨を踏まえた表現として、この書き方で適切かどうかについては、やや疑問を感じました。

事務局（障害福祉課長）　ただいまのご意見については、十分に承知しておりますが、アンケート調査や関係団体へのヒアリング等を実施した中で、特に強く挙げられていた事項であったため、このような表記とさせていただきます。ご理解いただけますと幸いです。以上です。

委員　読み手によっては「これだけなのかな」と捉えられてしまう可能性があるかと思いました。次から検討いただけたらと思いました。

事務局　ありがとうございます。検討いたします。

委員長　ありがとうございます。本件は全体に関わる内容ではありますが、特に報酬構造や費用、サービスに関する事項は、直接的には地域福祉計画の範囲ではないと考えます。どちらかといえば、障害福祉計画や障害者計画に関わる内容であり、場合によっては、こうした意見を県や国に対して伝える「代弁機能」として位置づけられる側面もあるのではないのでしょうか。そのため、市としての対応としては、例えば独自に予算を措置する、いわゆる横出しや上乘せによる取組を検討する、といった方向性が、この意見に対する一つの回答になるのではないかと思います。その上で、「意見に対する市の考え」の記載についてですが、最後の「提供体制の充実が求められます」という表現について、少し気になりました。本計画書全体では、「図ります」「進めます」といったように、市としてどのように取り組むかを主体的に示す表現が用いられている中で、「求められます」という書き

方は、ややスタンスが異なる印象を受けます。この点について、市としてどのような立場で記載しているのか、表現の統一という観点からも、少し整理が必要ではないかと感じました。

事務局 ありがとうございます。ご指摘いただいた箇所は、27 ページの「課題」に関する記載であることから、表現としては、市の取組方針を示すものではなく、現状の課題を示している内容であると理解しております。

委員長 あとは、男女共同参画みたいに、例えば障害福祉の委員会のほうに反映しますとか伝えておきますとかという文言があると、この意見に対する直接的な答えにもなるのかなという気がします。検討いただければと思います。

委員 私は小学校の教員をしております。本計画に関連して、「学校現場」に関する点からお話しさせていただきます。小学校では、LGBTQ に特化した教育というよりも、多様性を認め合う教育を重視して進めています。例えば、ランドセルの色は近年大きく多様化しています。また、出席番号についても、以前のような男女別ではなく、生年月日順の男女混合名簿となっています。さらに、1年生に配付される安全帽についても、キャップ型（野球帽タイプ）とハット型（丸型）の2種類から選択でき、性別に関わらず自由に選べるようになっていきます。実際に、女の子がキャップを、男の子がハットを選ぶケースも見られます。加えて、本校では大規模改修に伴い「誰でもトイレ」が設置されました。今後は、こうした設備もさらに広がっていくのではないかと考えています。また、大きな取組として、白井市では「標準服」がつけられました。これは、性別に関わらず自分で選べるもので、例えば女の子がスラックスを選ぶことも可能です。この標準服は来年度から導入される予定となっています。このように、学校現場では多様性に配慮した対応を進めております。

委員長 ありがとうございます。実際の学校現場で LGBTQ も含む多様性というものをどのように取り入れているのかというところで、具体的な事例についてご紹介いただきました。ご意見ということでよろしいでしょうか。

委員 もちろんです。

委員長 ありがとうございます。

委員 あと、それぞれいろいろなところで研修を受けておきまして、私もこの LGBTQ の研修を受けたことはございます。

委員長 ありがとうございます。事務局、どうぞ。

事務局 今回の回答にあたっては、庁内の検討委員会において、関係課と協議を行いました。多様性に関するご意見については、現在策定中である男女共同参画計画と関連が深いことから、ご本人にご連絡し、本ご意見を同計画のパブリックコメントにも反映させてよいか確認を行った上で、当該計画の意見としても取り扱うよう、庁内で調整を進めております。また、教育委員会が実施している研修など、市の具体的な取組については、男女共同参画計画のパブリックコメントにおいて、あらためて同様の回答をお示しする予定です。

委員長 ありがとうございます。LGBTQについては、私自身、教員研修を企画・実施する立場でもあったのですが、その結果、「大学生にもこのような研修を受けさせる必要があるのではないか」という意見が、先日あらためて出されたところです。そのため、本計画のどこかにLGBTQに関する視点が触れられているかどうか、一つの見方として重要だと考えます。地域福祉計画においては、マジョリティー・マイノリティーという区分を強調する意図はありませんが、差別や偏見の解消といった観点は本来含まれるべきものです。そうした中で、その具体例としてLGBTQに言及するのか、あるいは文言として盛り込まれているかどうかは、白井市としての意識の現れとも捉えることができます。直接的に具体的な取組が記載されていなくても、少なくとも文言として全く触れられていないかどうかは確認すべき点だと思います。拝見した限りでは、あまり見受けられないため盛り込み方には工夫が必要かもしれませんが、反映するのであれば、そのような形が考えられます。また、直接的な対応としては、男女共同参画分野へつなぐという方法も一つの対応になると考えます。

委員 パブリックコメントの意見提出は2人という結果ですが、他の計画も同様でしょうか。

事務局 内容にもよりますが、正直なところ、回答が0件という計画も残念ながら存在します。今回のパブリックコメントの実施にあたっては、7つの計画と1つの条例、計8件を同時に対象として実施いたしました。その結果、意見が0件のものもあれば、多くの意見をいただいた計画もあると聞いております。このように、計画によって意見数には差が見られる状況です。また、パブリックコメント全体の傾向として、意見数が少ないという現状があることも認識しております。

委員 多くの方にとって、関心が高いとは言えないのが実情かもしれません。私自身も、こうして関わるようになってから改めて感じているのですが、どのようにすれば、より多くの方に見ていただけるのかと考えたところです。他市ではどのような状況になっているのでしょうか。

委員長 ありがとうございます。何か情報はありますか。

事務局 他市の状況については詳細までは把握しておりませんが、パブリックコメントについては、一般的に意見が出にくいという話は聞いております。本市では、ホームページ上で24時間受け付ける仕組みや、メールによる提出などの方法を設けています。また、実施期間については、条例上は2週間以上とされていますが、意見が集まりにくい現状も踏まえ、原則として1か月程度の期間を設けるよう、担当課から指示を受けております。

委員 せっかく策定した計画ですので、多くの方に広く知っていただくために、どのような啓発活動が有効かについて、今後さらに検討していく必要があると感じました。

委員長 ありがとうございます。介護保険事業計画や障害福祉関連の計画は、資源整備といった側面が強い一方で、地域福祉計画は理念的な性格が強い計画であると認識しています。そのため、具体性を持たせにくい難しさはありますが、地域の支え手・担い手を増やしていくことを目的とした計画である以上、まずは多くの方に知っていただくことが重要だと考えます。私自身もいくつかの計画策定に携わってきましたが、その際には、委員の皆様にも一度持ち帰っていただき、所属する団体のメンバーに対して「パブリックコメントが実施されているので目を通してほしい」「意見があれば市に伝えてほしい」といった呼びかけをお願いすることがあります。その結果、地区社協や民生委員児童委員協議会などで共有され、関心のある方が実際に目を通し、意見を寄せてくださるケースも見られます。本来、私たち委員は選出母体を代表して参加している立場でもありますので、一個人としての意見にとどまらず、所属団体としての視点も踏まえた意見を持ち寄ること、また、それを持ち帰って周知することも、重要な役割の一つであったと考えています。こうした観点から、今後計画を策定する際には、委員の皆様にもご協力いただき、周知を広げていくという方法も有効ではないかと思えます。また、計画策定のプロセスの段階から関心を持ってもらうための仕掛けづくりについても、今後の課題として検討していただければと思います。ちなみに、意見提出が2名とのことですが、これは純粹に一般市民からのものだったのでしょうか。

事務局 一般市民からです。

委員長 なるほど。大変専門的で、細部にわたり関心を持ってご確認いただいていますね。こちらはホームページ上で公開されるのでしょうか。

事務局 手続きを踏ませていただいて、ホームページ上に公開するという形になります。

委員長 承知しました。パブリックコメントに関しては、皆様ご承知いただいたということによろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

委員長     ありがとうございました。また、議題に「その他」がございますが、いかがでしょうか。1点よろしいでしょうか。7ページの「高齢者の状況」についてです。細かい点で恐縮ですが、2行目の「介護1」という表記は、「要介護1」とするのが正しいのではないかと思いました。下の表では「要介護1～4」と記載されており、また「要支援1」についても同様に「要」の字が付いているため、表記を統一したほうがよいのではないかと感じました。細かな点で恐縮ですが、確認させていただきました。

事務局     ありがとうございます。確認いたします。

委員長     あと、これは意見というよりも確認に近いのですが、53ページの「本計画で使う主な用語」についてお伺いします。この用語は、どのような基準で抽出されたのでしょうか。また、ここに掲載している意図や目的についても教えていただければと思います。本編の内容とは直接関係しない点で恐縮ですが、気になったためお伺いしました。

事務局     本編に出てくる専門的な用語について、分かりやすく整理して掲載しているものです。基本的には前計画を踏襲した形となっております。なお、内容によっては、新たに追加すべき用語がある可能性もあると考えております。

委員長     用語集にどの用語を掲載するかという点は、なかなか難しいところではあります。その上で、53ページの「共助」についてですが、この説明で適切かどうか、やや難しい概念であると感じました。一般的には、社会保険などを「共助」として捉える場合もありますし、地域の助け合いについては「互助」と整理されることもあります。また、場合によっては、近隣同士の助け合いを「互助」、NPOなどによる支え合いを「共助」とするなど、使い分けがなされることもあります。このように、「共助」という言葉は使う文脈によって意味合いが異なるため、現在の説明も間違いではないものの、読み手によって解釈が分かれる可能性があると感じました。そのため、本計画においては「共助」をどのような意味合いで用いているのか、例えば「本計画では相互扶助的な意味合いで用いる」といった形で、用語の定義を明確にしておくこと、より分かりやすくなるのではないかと思います。「共助」は本計画の中でも重要なキーワードであると考えられますので、その位置づけを整理しておくことが有効ではないかと感じました。あくまで一意見ですが、少し気になった点としてお伝えいたします。

事務局     該当箇所につきましては、実は職員からも意見をいただいておりますので、この後、協議させていただきます。

委員長 よろしくお願ひいたします。もう1点ございます。これはあくまで個人的な意見になりますが、58ページ以降に委員名簿が掲載されており、その後に委員会要綱や策定経過が記載されています。委員名簿については、誰が関わって計画を作成したのかが分かるという点で意義があると感じています。一方で、庁内検討会も設置されているかと思しますので、例えば個人名までは難しいとしても、どの部署が庁内検討会のメンバーであったのかが分かるような記載があるとよいのではないかと感じました。実際に本計画は、福祉部門に限らず、危機管理課をはじめとした多くの関連部署が関わり、全庁的・総合的に検討された計画であると思います。その点を記録として残しておくことにも意義があるのではないのでしょうか。人事異動等もあるため個人名の掲載は難しいと思いますが、担当課の一覧などを掲載する形であれば対応可能かと思しますので、ご検討いただければ幸いです。なお、パブリックコメントとは少し異なる視点で、素案に関する意見となってしまう恐縮ですが、気になった点としてお伝えしました。また、この後は今後のスケジュール等のお話になるかと思しますが、ほかにも素案の文言等についてお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

委員 前回の会議で私から提案させていただき、委員長からもご指摘があった、7ページの平均寿命・健康寿命の件についてです。健康寿命が男性81.5歳、女性84.0歳と記載されており、やや高いのではないかとこのことで、確認をお願いしていたかと思ひます。そこで、私自身でも調べてみました。健康寿命の算出方法については複数の考え方があり、大きく分けて、WHOの方法、厚生労働省の方法、そして介護保険における要介護度2以上の該当者数を基に算出する方法の3つがあるようです。いくつかの自治体の事例も確認したところ、多少の違いはあるものの、多くの市町村では、介護保険の要介護2以上の方を基準とした算出方法を用いていることが分かりました。以上を踏まえると、本計画における数値については、このままの記載で問題ないものと考えます。

事務局（健康課長） 当該部分につきましては、ご指摘のとおり、介護保険の認定状況を基に算出したものとなっております。数値についても改めて確認しましたが、この算出方法による結果として、記載の数値で相違ない状況です。また、白井市においては、介護認定の状況を単年度で見るのではなく、人口規模による変動の影響を考慮し、複数年で把握する方法を採用しています。具体的には、人口規模が小さい場合などに見られる年ごとのばらつきを抑えるため、3年間の平均値を用いて算出しています。なお、介護保険の認定データを用いた健康寿命の算出方法には複数の手法がありますが、本市ではこの3年間平均の手法を採用し、数値を掲載しているところです。そのため、ここに記載している令和4年度の数値が、現時点での最新値となります。補足としてご理解いただければ幸いです。

委員長 ありがとうございます。本計画では、要介護2以上を基準とした算出方法であることが最初に定義付けられている点については理解いたしました。ただ、以

前にも申し上げましたが、厚生労働省の白書等で示されている健康寿命の数値と比較すると、今回の数値とはおおよそ10歳程度の差があるかと思えます。

事務局（健康課長） 仰る通りです。国は基本的にアンケート集計によるものであり、ご本人が健康かどうかという設問への回答を基に算出するものとなります。一方で、白井市においても、今後は介護認定に基づく方法だけでなく、健康プランの策定時に「健康であるかどうか」といったアンケートを実施することにより、別の指標として把握していくことを検討しております。ただし、アンケートは全数調査ではないため、その結果の妥当性も含め、実際に実施した上で、どの手法が適切であるかについて今後検討していきたいと考えております。

委員長 ありがとうございます。健康寿命については、「身の回りのことがある程度自分でできる期間」とされていますが、一般的には70歳台とされていることが多く、本当にそうなのかと感ずる部分もあります。その点、今回のように平均寿命との差が1～2歳程度という数値のほうが、実感に近いのではないかと思います。実際、そのくらいの年齢になると、徐々に身の回りのことが難しくなったり、介護が必要になったりするケースも出てくるため、こうした捉え方も一つの考え方として理解できると感じました。一方で、一般的には平均寿命と健康寿命の差が9～10年程度あるとされ、その差をいかに縮めるかという観点から健康政策が議論されることも多いかと思えます。そうした中で、本市のように算出方法を明確にし、継続的にデータを把握・公表していくという整理ができていたのであれば、この形でも問題ないのではないかと感じました。ありがとうございました。

さて、計画策定に関する会議は本日が最後となります。何かお気づきの点やご発言はございますでしょうか。この後、今後の進め方についてご説明があるかと思えますが、本委員会として意見を申し上げる機会は本日が最後となります。言い残したことなどがございましたら、ぜひこの場でお願いいたします。

委員 質問なのですが、33ページの「各分野の方針」についてです。地域福祉計画については、本会議の中で各分野の方向性が整理されてきたものと理解していますが、健康づくりや高齢者福祉などの分野については、前段階の計画内容を踏まえて記載されているものかと思えます。例えば高齢者分野で見ると、現在は第10期計画が進行中であり、本計画に記載されている内容は第9期のものに基づいているのではないかと認識しています。また、介護保険事業計画については令和9年度から新たな計画が始まる一方で、令和8年度までは現行計画の期間となっています。こうした中で、今後これらの分野別計画の内容が変更された場合、この地域福祉計画における記載については、中間見直しなどで対応していくことになるのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、本計画は10年を計画期間とするものです。一方で、個別計画については、それぞれ別に策定しており、すでに策定が完了しているもの、地域

福祉計画と並行して同時期に策定しているもの、また来年度に策定が完了するものなど、状況はさまざまです。そのため、本計画の中には、現時点の状況を基に記載している部分も含まれています。なお、本計画については、5年を目途に見直しを行うこととしておりますので、その際には個別計画の進捗や内容の変更等も踏まえ、必要に応じて見直し・修正を行っていく予定です。

委員 そうしますと、介護保険などは3年ごとの事業計画ですよね。今回、令和9年度で見直しを行った場合でも、その中間でさらに内容が変わっていく可能性があるということでしょうか。

事務局 はい、そのようなことも考えられます。

委員 ということは、10年計画の中で必ずしもその時点の内容がすべて反映されるわけではないということですね。

事務局 仰る通りです。見直しの際には、担当課や庁内検討委員会を改めて設置し、その時点の状況を把握した上で、各課と調整しながら計画の見直しを行っていくこととなります。

委員 そのあたりには何か理由があるのでしょうか。例えば、白井市の総合計画と地域福祉計画は開始時期がそろっているため連動していると思いますが、他の個別計画はそれぞれ異なりますよね。

事務局 ご指摘のとおり、個別計画については3年ごとのものや5年ごとのものなど、計画期間がそれぞれ異なっています。一方で、本計画は総合計画に位置付けられる基幹計画であるため、前回計画の策定時に総合計画と整合を図り、計画期間を調整しています。現在は総合計画に合わせ、10年で進めていく形となっています。

委員 分かりました。いまさらの質問で恐縮ですが、少し疑問に思った点を確認させていただきました。

委員長 ちなみに、現在、総合計画も見直しを行っている状況なのでしょうか。

事務局 総合計画については、すでに議会の承認をいただいております。現在はその下位に位置づけられる実施計画を策定しているところです。白井市では、令和8年度から本計画を含め、多くの計画が新たにスタートする予定となっています。

委員長 総合計画も令和8年度から新しいものになるということですね。

事務局 仰る通りです。

委員長 総合計画と時期を合わせるという点は理解できますが、同時期に策定する場合、総合計画の内容をどのように地域福祉計画へ反映させるのか、少し気になるところです。例えば、1年程度ずれていれば、先に総合計画を踏まえて地域福祉計画を策定するという流れが分かりやすいのですが、同時進行の場合、内容の整合性はどのように図られているのでしょうか。

事務局 各分野の方針を整理する中で、「どのように整合を図るか」という点については、難しさを感じる場面もあります。

委員長 なるほど。

事務局 参考までに補足させていただきます。介護保険事業計画については法定計画であり、国の定めにより全国の市町村が3年ごとに同時期に策定する仕組みとなっています。保険料の算定にも関わるため、計画期間や開始時期があらかじめ決められており、他の計画と時期を合わせることが難しいものの一つとなっています。

委員長 ありがとうございます。その点については、庁内で適宜調整していただくことになるかと思えます。地域福祉計画は上位計画に位置づけられるものですので、個別計画では、それぞれの事業の進め方や資源整備に加え、相談支援や住民参加といった観点についても、地域福祉計画の内容を踏まえて見直していくことになるのだと思えます。その意味では、総合計画と地域福祉計画を同時期に策定する場合、厳密には内容のすり合わせに難しさもあるかもしれませんが、大きな方向性としては、地域福祉計画で示した考え方や進め方を、各個別計画の見直し時に反映していくという共通認識が庁内で共有されていることが重要だと考えます。また、34ページの表については、非常に興味深いと感じました。地域福祉計画の基本目標が、各分野の施策とどのように関連しているかが整理されており、今後の評価においても有効に活用できるのではないかと思います。例えば、「社会参加の促進」といった横断的なテーマについて、各分野でどのような取組が行われているかを整理することで、分野横断的な連携や取組の可能性が見えてくるのではないのでしょうか。こうした視点で評価を行うことで、縦割りではなく、地域福祉が目指す横断的な取組の推進にもつながると考えます。今後、個別計画の見直しに伴い、この関連図の内容も変化していく可能性があるかと思えますが、そのような変化も含めて確認していくことで、本計画の役割がより活かされていくのではないかと感じました。ぜひ、推進の場面でも活用していただければと思います。

委員長 そのほか、いかがでしょうか。計画全般について、よろしいでしょうか。それでは、議題（1）につきましては以上とし、続いて議題（2）に移ります。事務局から何かございますでしょうか。

## (2) その他

事務局 (今後のスケジュールについて説明)

事務局 最後に、事務局よりご挨拶申し上げます。冒頭でもお話ししましたとおり、本日が計画策定に関する最後の会議となります。委員の皆様には、令和6年10月から全7回にわたりご出席いただき、誠にありがとうございました。おかげさまで、計画素案を取りまとめることができました。委員の皆様にはご多忙の中、忌憚のないご意見を賜りましたこと、重ねて御礼申し上げます。アンケートやワークショップ、審議会でのご議論、さらにはパブリックコメントを通じて寄せられた市民の皆様のご意見を、可能な限り反映した内容となっております。今後は、本計画に基づき、地域福祉の推進に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。事務局から、これまでの振り返りと今後についてのご説明とお礼がありましたが、皆様から何かございますでしょうか。今後についてですが、来年度は委員の交代があるかもしれませんが、現時点では任期が継続している状況とのことです。次回は来年8月に開催予定と伺っています。その際には、第2次計画の本年度事業の評価に加え、可能であれば事務局にご準備いただき、第3次計画開始後半年時点での進捗状況や、次年度の事業計画・予算の方向性についても議題として取り上げていただければと思います。第2次計画の最終年度としての総括・評価に加え、第3次計画をどのように推進していくのかについて、委員会としても意見を出し、事業推進に資する議論ができればと考えています。来年8月の開催となりますが、引き続きよろしく願いいたします。それでは、特にご発言がなければ、事務局へお返しいたします。

事務局 長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。それでは本日の会議を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。

以上

## 使用した資料

議題1 パブリックコメント募集結果

議題1 白井市第3次地域福祉計画